

条件付一般競争入札説明書

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月）を経過していないこと。
- (5) 条件付一般競争入札公告（様式第 1 号。以下「公告」という。）に示す入札書類の到着期限の日から開札の日までの期間に、次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 山田町から町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成 6 年山田町告示第 21 号）に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている者であること。
 - イ 法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により当該入札に係る工事に対応する業種について、営業の停止を命ぜられた者で、その処分の期間が経過していないものであること。
- (6) 当該入札に係る工事に関し、当該工事現場に配置を予定する主任技術者等が適正であること。

2 施工実績（公告の入札参加条件で、施工実績要件を示している場合）

- (1) 実績と認められるものは、工事が完成し、入札参加資格確認資料の提出期限までに引渡しが完了しているものとなること。
- (2) 複数の施工実績を合算する場合は、一体的な施設等として、連続した年度で別発注部分が特命の随意契約であった場合に限り認められること。この場合、当該複数の諸元数値をもって施工実績とみなすことができること。

3 配置予定技術者

- (1) 公告の入札参加条件で、配置予定の主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を一級施工管理技士とする旨を示している場合等で、一級施工管理技士以外の者の配置を予定する場合においては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる者とする。

区分	配置できる者
一級土木施工管理技士	一級建設機械施工管理技士又は技術士
一級建築施工管理技士	一級建築士
一級電気工事施工管理技士	技術士
一級管工事施工管理技士	技術士

- (2) 配置予定技術者は、施工経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、施工経験時の状況が見習いの場合、実質的に工事に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。

- (3) 配置予定技術者の施工経験は、工事の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、全工期の半分に満たない期間の経験であれば認めないこと。
- (4) 配置予定技術者に一定の資格要件（例：一級〇〇技士）を設定している場合、「施工経験」時に当該資格の保有は要件としていないこと。
- (5) 会社の施工実績の要件と同等の工事経験を設定している場合、会社の施工実績とする工事と配置予定技術者の施工経験とする工事とは別の工事であってもよいこと。
- (6) 配置予定技術者は、病休、死亡、退職等合理的な理由があれば変更することができること。

4 特定共同企業体（以下「JV」という。）

JV名称の表現は、代表者を頭書に出資比率の多い順（同率の場合は任意）に並べること。

（株式会社→株）例：〇〇建設(株)・(株)〇〇建設特定共同企業体

5 入札参加資格が認められない落札候補者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、町長に対し、書面によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 通知を行った日の翌日から起算して5日以内の午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。以下同じ。）
 - イ 提出場所 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号 山田町役場財政課
 - ウ 提出方法 書面は持参又は郵送によるものとする。
- (2) (1)への回答は、書面の到着後3日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 設計図書等及び一般的事項に関する質問

- (1) 設計図書等に関する質問については、財政課に対して書面（ファックス可）又は電子メールにより入札書類の到着期限の7日前までに行うこと。回答については、山田町のホームページに入札書類の到着期限の5日前から掲載する。ただし、入札公告の日から入札書類の到着期限までの間に連休等がある場合は、この限りでない。
- (2) 一般的事項に関しての質問については、電話又は口頭により照会して差し支えない。

7 工事費内訳書

工事費内訳書は、様式第5号によるものとし、公告と同時に山田町のホームページに掲載するので、必ずそれを使用すること。

また、内訳の記載がないもの及び工事費内訳書と入札書（様式第4号）の金額が一致しないものは、無効として取り扱うものであること。

8 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知書（別添）により通知すること。

9 その他

- (1) 手続における交渉は無いこと。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 設計図書等受け取り費用、郵送料等入札参加に係るすべての費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (4) 入札参加希望者は、設計図書等について、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ア 受け取った設計図書等を、工事の見積金額の積算以外の目的で使用する事。
 - イ 設計図書等を第三者に譲渡、販売、貸与し、又は閲覧させる事。
- (5) その他入札参加資格の確認に当たり、必要な書類の提出を求める場合があること。

別添（様式第 8 号関係）

年 月 日

山田町長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

通 知 書

下記のとおり、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条の 2 第 2 項の規定に基づき、発生
するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰（建設業法施行規則第 1 3 条
の 1 4 第 2 項第 1 号）

発生するおそれのある事象※：（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添

※ 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することが
できないものを記載すること。

- ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰（建設業法施行規則第 1 3 条
の 1 4 第 2 項第 2 号）

発生するおそれのある事象※：（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：（例）報道等の URL を記載又はファイルを別添

※ 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することが
できないものを記載すること。

- ☐ その他連絡事項（自由記述。上記のほか工期等の影響を与えることが想定される情報等）